

## 第3次愛媛県自転車新文化推進計画策定支援委託業務仕様書

### 1 事業目的

愛媛県では、健康・生きがい・友情を育む「自転車新文化」の理念を掲げ、平成31年3月に「愛媛県自転車新文化推進計画」を、さらにその後継として、令和3年5月に「第2次自転車新文化推進計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進してきた。

このような中、令和8年4月から自転車への交通反則通告制度適用が開始され、国の第3次自転車活用推進計画（以下、「第3次国計画」という。）の策定も控えているほか、令和9年5月には、日本初開催となる自転車の利活用促進等に関する国際会議「Velo-city2027Ehime」が本県で開催されることとなっており、今後、自転車利用を取り巻く環境が大きく変化することが予想される。

本事業は、第3次国計画との整合性やVelo-cityの開催意義、社会経済情勢の変化等を踏まえ、今後策定が予定されている次期愛媛県総合計画（計画期間：令和9年度～）との連携も視野に入れつつ、第2次計画の成果と課題を調査・検証し、次期自転車新文化推進計画を策定することを目的とする。

### 2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月末まで

### 3 事業費

金5,023,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 4 委託業務内容

#### (1) 成果指標の現状把握、課題等整理及び次期計画骨子案の作成

第2次計画で設定している5つの目標について、本県の自転車利用者の属性やニーズを捉えながら、現状の指標値及び根拠資料を収集・把握するとともに、第3次国計画にて示された自転車を巡る現状及び課題・目標等やVelo-cityの開催意義等を踏まえ、本県における自転車を取り巻く現状や課題等を整理したうえで、本県の実情に応じた次期計画の基本方針や目標を設定し、次期計画骨子案を作成すること。

なお、第1次・第2次計画策定時との整合性を図るため、県民向けWEBアンケート調査は必ず実施すること。その他、愛媛県と協議の上、必要な調査を実施すること。

#### 【アンケート調査の想定内容】

- ①実施方法：WEBアンケート調査 ※回答者分類のためのスクリーニング調査を含む。
- ②サンプル数：2,000サンプル
- ③設問数：20問程度

#### (2) 次期計画案及び概要版の作成

(1)で調査・検討した課題、次期計画骨子案及び次期計画策定検討委員会における有識者等の意見を踏まえて、次期計画案を作成するとともに、次期計画案の概要（A4横版1ペ

ージ)を作成する。

## 5 打合せ協議

業務着手時、中間時（3回）、その他必要に応じて打合わせ協議を実施すること。

## 6 想定スケジュール

令和8年6月 業務開始（調査、課題整理、骨子案作成）

令和8年8月 骨子案提出【計画策定検討委員会】

令和8年10月 次期計画案提出【計画策定検討委員会】

令和8年12月 修正案提出【計画策定検討委員会】

令和9年2月 パブリックコメント

令和9年3月 計画策定

令和9年3月 成果品提出

※具体的なスケジュールについては、進捗に応じて愛媛県と受託者が協議し、決定する。

## 7 成果品等

本業務の成果品は以下のとおりとする。

### (1) 成果品

①次期計画骨子案

②次期計画案（本文及び概要版）

③参考資料（調査結果、収集・作成・整理した図表、グラフ、イラスト、写真等）

④委託業務報告書

### (2) 作成部数

各1部及び電子データを記録したCD-RまたはDVD-R 一式

### (3) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局自転車新文化推進課

## 8 著作権等の取扱い

### (1) 著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、愛媛県に帰属する。

### (2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、広告の使用について適当と認められる場合に限り、愛媛県が行うものとする。

### (3) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。

②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県と受託者で協議のうえ処理することとする。

## 9 その他留意事項

- (1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、愛媛県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県と協議のうえ処理するものとする。